

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会財政調整基金の設置及び

管理運用に関する規程

昭和63年4月1日

規程 第19号

(設置)

第1条 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、協議会の財源の調整を図り、事業を円滑かつ効果的に行うため財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、前会計年度における事業活動支出の1カ月分を基準とし、本会予算をもって定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、本会一般会計収入支出予算に計上して処理するものとする。

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(取崩)

第6条 基金は、次の各号の一に該当する場合に限り、取り崩すことができる。

(1) 毎会計年度の予算編成において財源が不足する場合に、当該不足額を補うために必要なとき

(2) 新しい事業の取り組み開始時において財源が不足する場合に、当該不足額を補うために必要なとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由によって生じた経費の財源として会長が必要と認めたとき

(委任)

第7条 この規程に定めるものの他基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。